

令和2年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和2年12月8日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月8日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 12月8日 午前11時27分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 瀬戸直一 10番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	大久保彰
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	教育委員会事務局長	石木正昭

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第5 議案第2号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第6 議案第3号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 報告第1号 専決処分の報告及びその承認について

日程第8 陳情第1号 阿南方面への通学手段確保継続の陳情書について

日程第9 発議第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康
を守るための意見書について

日程第10 町民の声に対する質問

日程第11 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さん、おはようございます。

朝晩の冷え込みを感じてあっという間に年末になってまいりました。今年はコロナ禍でなかなかできなかったこともあって我慢の1年だったかなと思いますが、し忘れたことのないように悔いのない1年としたいと思っております。

それでは、ただいまから令和2年勝浦町マラソン議会12月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

国清議員から少し遅刻をするという届け出が出ております。ご報告いたしておきます。

11月19日と20日に、東京都で開催された新過疎法制定実現総決起大会・令和2年度定期総会に仙才副議長が出席いたしました。

11月24日と25日、東京都で開催された第64回町村議会議長全国大会に私が出席いたしました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長、山田副町長、市川教育長、大久保政策監、中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和2年勝浦町マラソン議会12月会議における会議録署名議員は、4番仙才議員、6番麻植議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

部議会運営委員長。

○議会運営委員長（部 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

11月30日に議会運営委員会を開催し、12月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この12月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第3号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第1号から議案第3号まで一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

勝浦町マラソン議会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え今年も残すところ20日余りとなりました。議員各位におかれましては、年も押し迫り、さらにみかん収穫など何かとご多用のところ会議にご出席を賜りまして深く感謝申し上げます。

コロナ禍で明け暮れた1年となりましたが、令和3年は新しい生活様式の中で感染拡大を防ぎつつ前に進むことができる明るい年となりますよう努めてまいりますの

で、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について及び1つ飛ばしまして議案第3号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。この2つの改正条例は、租税特別措置法及び地方税法の一部の改正に伴い、延滞金に係る名称変更と所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。この改正条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減税に係る所得基準等について所要の改正を行うものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、議案第1号及び議案第2号について、藤井税務課長から詳細説明を求めます。

○税務課長（藤井小百合君） 議案第1号、勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

租税特別措置法及び地方税法の一部が改正され、延滞金に係る名称の改正や新たな項が追加されたことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容の1つ目が、特例基準割合を延滞金特例基準割合と名称変更し、延滞金計算の前提となる割合を新たに平均貸付け割合と規定するものでございます。

2つ目が、延滞金の割合がゼロ%となることのないように最低限の割合を規定するものでございます。

次に、議案第2号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令による改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の1つ目は、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるものでございます。

2つ目が、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例に軽減判定所  
得基準の見直しに合わせた規定の整備を行うものでございます。

以上でございます。ご審議いただき、ご決議いただきますようお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第3号について、木村福祉課長から詳細説明を  
求めます。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 議案第3号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例  
について詳細説明をさせていただきます。

参考資料のほうで詳細説明をさせていただきます。

1、改正理由でございますが、租税特別措置法及び地方税法の一部が改正され、延  
滞金に係る名称の改正や新たな項が追加されたことから所要の改正を行うものでござ  
います。

改正内容でございますが、1、特例基準割合を延滞金特例基準割合の名称の変更を  
し、延滞金計算の前提となる割合を新たに平均貸付割合と規定するでございます。

2、新たな項の追加でございますが、延滞金の割合がゼロ%となることのないよう  
最低限の割合を規定するものを追加するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。第一読会でござい  
ます。

質疑はありませんか。ありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 当分の間というのが気になるんですけど、この意味につ  
いて教えていただきたいです。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○10番（井出美智子君） 分からなかったら後でもいいです。コロナ関連で当分の  
間という言葉が出てきたのかなと個人的には思ったんですけど、それとは関係ないの  
かなと思って確認したかったんです。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） コロナ関連とは関係はございません。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前9時44分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） この当分の間というのは、次の改正が行われるまでということになると思われます。

○議長（美馬友子君） 井出議員いいですか。

○10番（井出美智子君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

節議員。

○8番（節 公一君） 勝浦町的には、大体対象になる人数と総合計で年間どのぐらいの金額になるというのは試算はできとんですか。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） この改正は、平成30年度税制改正で基礎控除10万円と所得控除と公的年金の控除の振替が行われましたので、それに対する影響を受けないようにするための条例ですので、影響を受ける方はまず軽減の該当にしにくくなる方を防ぐための制度でございますので現状どおりということになります。

○8番（節 公一君） こうなったけんたって別に減税される人が増えるとか、そういう話ではないということやね、はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

どなたかありませんか。ありませんか。

小休して、どんな体制か、はい、お願いします、課長から。

午前9時49分 休憩

午前9時52分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

質疑はないようですので、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。一緒やな。勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

花房議員。

○1番（花房勝一君） これも、さっきと同じような感じと思うんですけど、働き方改革に伴うということやったんで、いわゆるたくさんの人に働いてもらいたいという国の目的というか、そういう意味合いでのこと。

○議長（美馬友子君） 議案第2号で聞いて。

○1番（花房勝一君） 多分、同じような意味合いじゃないですか。

○議長（美馬友子君） 介護保険。

○1番（花房勝一君） 違う、ほな失礼しました。

○議長（美馬友子君） 易しく具体的な言葉で説明していただけたらと、議案第3号もそういう意味と思うんですけど、木村課長どんなですか。名前が変わっただけやけんね。

名前が変わっただけ、この条例は。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） この条例は、名称の変更とゼロ%になるということが追加されただけのものがございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） すんません。この延滞金特例基準割合に変えるということ、その計算基礎は何か引き下げるような形になるんでしょうか。何か市中金利は今どんどん下がってきてるんで、いろいろインターネットで見たら減るというようなことを見たんですけど、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。



○福祉課長（木村美枝君） 平均貸付割合でございます。令和2年度が0.6%，それが0.5%に下がるということでございます。

○1番（花房勝一君） それは、今後令和3年1月以降ということでもいいんですか、0.1%下がるというのは。

○福祉課長（木村美枝君） はい、そうでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

議案第1号から議案第3号までを一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

議案第1号から議案第3号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、勝浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第3号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第7、報告第1号、専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告第1号、専決処分の報告及びその承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和2年11月30日に専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終わりました。

続いて、詳細説明を求めます。

報告第1号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 報告第1号でございます。職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

こちらのほうは、令和2年人事院勧告及び県の徳島県人事委員会勧告に伴い、一般職及び特別職の期末手当の支給月数を引き下げるための所要の改正でございます。

こちらのほうは、期末手当の支給割合の改定でございます。支給月数を0.05か月引き下げるものでございます。令和2年度におきましては、引下げ分を12月分の期末手当の支給月数に反映し、こちらのほうを1.3か月を1.25か月にするものでございます。それから、令和3年度以降につきましては、引下げ分を6月期及び12月期の期末手当が均等になるように反映をさせていただくものでございます。これに伴いまして、令和3年6月、12月、それぞれの期末手当が1.275か月分となるものでございます。

それから、特別職のほうでございますが、こちらのほうは同様の改正でございます。0.05か月分を引き下げるものでございます。こちらのほうは、1.7か月としたものを12月期につきましては、本年12月でございますが、1.65か月とさせていただくものでございます。こちらのほうも令和3年度以降につきましては、期末手当のほうを6月、12月、それぞれ1.675か月とさせていただくための改正でございます。

説明といたしましては以上でございます。ご承認いただけますようよろしくお願いを申し上げまして以上の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

質疑はありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） これ第一読会ですね。

○議長（美馬友子君） はい。

○7番（松田貴志君） 確認ですけど、議会議員の期末手当支給条例にあるように、議会議員は特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例によるってありますので、議会議員も特別職と同じように減額するというところでよろしいですか。確認のため答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。座ってどうぞ。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員さんの期末手当につきましては、特別職のほうを準用するような規定となっておりますので、そちらのほうを準用した形の適用となります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） ちょっと資料の分からないところがあるので、期末手当で再任用に関しての改正前、改正後があるんですけど、ちょっとこの意味がよく分からないので、もう一度説明していただけますか。改正前が130で、ちょっと前後関係が分かりにくいので再度説明、再任用に関してお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 再任用につきましては、現在の条例のほう職員の

分が100分の130を100分の72.5と読み替えております。こちらのほうの130のところを100分の125を100分の72.5ということでございます。条例の改正でございますので、実際に再任用については月数の変更はないというふうなことになるかと思えます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 2ページの上手側ですね、これは125から127.5ってなってるんですけど、これは期末手当ですよ、両方とも。2ページ目の一番上の3というところですよ。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらの1ページ目のほうにちょっと書いてはございますが、改正条例の第1条につきましては、本年12月の適用でございます。それから、改正条例の第2条につきましては4月以降の改正でございますので、こちらのほうが4月以降は現在の100分の130が100分の125に変わって、それから100分の127.5に変わった分を100分の72.5と読み替えるというふうな改正条例でございますのでちょっと分かりにくいですが、実際に再任用職員については本年12月につきましては100分の72.5の支給でございます。それから、来年度の6月、12月につきましては、現在のところ100分の72.5の支給というふうな実際はそういう支給になるかと思えます。条文の改正の部分を読み替えるということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、お諮りいたします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

報告第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、報告第1号、専決処分
の報告及びその承認については承認することに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時29分 再開

○議長(美馬友子君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第8、陳情第1号、阿南方面への通学手段確保継続  
の陳情書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

陳情第1号について、箒議員の説明を求めます。

○8番(箒 公一君) 陳情第1号、阿南方面への通学手段確保継続の陳情書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。令和

2年12月8日提出。提出者、勝浦町議会議員笹公一。賛成者、同花房勝一、同相原喜久男、同瀬戸直一、同仙才守、同美馬友子、同麻植秀樹、同松田貴志、同国清一治、同井出美智子、勝浦町議会議長美馬友子殿。

陳情者住所、勝浦町大字三谷字中村157。氏名、阿南方面への通学を支援する保護者会代表小関妙恵子。

陳情の背景。従来より阿南方面への高校には多くの生徒が進学していたが、公共交通機関がないため、生徒本人の交通安全面や保護者に大きな負担がかかっていた。平成27年度から始まった地方創生事業の一環としてタクシーによる送迎が実施されることになり、関係者一同大いに喜んでおり、また中学生の進路選択の幅も広がったことから大変有意義な事業となっている。

陳情の趣旨。地方創生事業が今年度末で見直されることになっており、場合によっては令和3年度からの事業中止が危惧されている。保護者会でこの件について協議をしたところ、全員一致で事業の継続を陳情することになった。今後も阿南方面への進学する生徒は多くなることが想定される。本人や保護者の負担軽減、高校進学を選択拡大の面からも阿南方面への通学手段の確保は重要事項となってきている。引き続き事業の継続を要望しますが、最低限でも朝の便だけでも確保していただくよう要望いたします。

以上。このたびは全議員が賛成者になっていただき、ありがとうございます。きっと力強い後押しになると思いますので、執行部におかれましてはスピード感を持って対応していただきますようお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより陳情第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りいたします。

本件については、第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定い

たします。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより陳情第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、陳情第1号、阿南方面への通学手段確保継続の陳情書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第9、発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号について、麻植議員の説明を求めます。

○6番(麻植秀樹君) 発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。令和2年12月8日提出。提出者、勝浦町議会議員麻植秀樹。賛成者、同花房勝一、同相原喜久男、同瀬戸直一、同仙才守、同美馬友子、同松田貴志、同籙公一、同国清一治、同井出美智子、勝浦町議会議長美馬友子殿。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすとともに医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経緯から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的

に担っている公立、公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いていた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、僅か20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になるのは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や大規模災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の充実が喫緊の課題です。私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のため、下記の事項を要望します。

記。1つ、今後も発生が予想される新たな感染症拡大や大規模災害などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療、介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化、拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年12月8日、勝浦町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については、第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第10、町民の声に対する質問を行います。

4番議員仙才守議員の質問を許可いたします。

○4番(仙才 守君) それでは、ただいまより町民の声、始めさせていただきます。

2020年12月会議町民の声、2点ほど質問をさせていただきます。

その表題の日付がちょっと間違っているという指摘がありました。後で訂正をさせていただきます。

2点。まず第1点は平石山鉦山問題、第2点が鳥インフルエンザ問題ということで2つ質問をいたします。

まず平石山鉦山問題、これは従来よりいろんな意見が出ておりますが、そもそもあいうところに大量の土を置くということが問題があるということで、私もそのように思っておるんですが、今日は施業案というところに絞り込んで施業案の問題点を一

つ指摘したいというふうに思います。

残壁上部の対策をしないまま盛土を認可しております。地震や風水害により残壁上部から落石のおそれがあると思います。落石によって盛土面や排水路、排水路というのは縦横に設けるような施業案なっておりますけれども、それが損傷して盛土流出が予想されるが、その対策がないと、私が施業案を読んだ限り、そのように思います。住民説明会において上記の問題が指摘されましたけれども、納得できる回答を得ているとは言えません。そこで、その落石の未対策、いわゆる施業案不備のまま認可したのは行政上の瑕疵ではないかというふうに思っております。この点について、ただいまより説明をいたします。

最後に、勝浦町の対応方針について伺いたいというふうに思っております。ずっと説明をして最後に質問しますので。

この画面はホームページから取りました。野上町長には、常にこの件に関しては踏み込んだ意見を言っていたらというふうに思っております。中段ですね、現状、これは去年経産省を訪問していただいたということで写真が載っております。中段ですね、現状様々な懸念事項が未解決な状態で盛土計画を進めることはやめていただきたいということを申し入れたという記事でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

四国経産省とは住民集会を通じていろいろ対話をしております。この中で抜粋をしますと、まず経産省の挨拶として、本省から地域の実情を把握して適切に対処せよと指示があったということの話がありました。そして、事業者から大崩落を防ぐために、崩落を防ぐために押さえ盛土計画の申請があったと、残壁の下半分を盛土で押さえると、上部は今後の課題としたと、こういう発言がございました。そして、経産省としては、盛土の安定性、排水能力を確認して十分な安全術を確保して設計されており、特段の問題は認められなかったので許可をしましたと、こういうことでございます。

質疑を抜粋、今日の質問に関係のある部分を抜粋しましたが、地域の人たちが土砂搬入に反対すれば事業計画の認可は取り消すんですかというふうに聞きましたところが、経産局としましては、申請などに瑕疵があれば見直しをするけれども、基準に合っていれば取り消すことはない、という回答でございました。

さらに、残壁の頂上付近の大きな岩が落下するのではないかという不安について回答すると、当時の課長ですけれども、現地調査をした、巨大な石は鉾山の敷地の外にあり、県の防災課へ相談するように話をしたと、こういうようなやり取りがございました。

これは断面でございます。上部というのは、今指し示している部分、このあたりに大きな落石のおそれがある岩があつて、これが落ちますと、この黄色の部分で盛土でございます、ここに当たって盛土を損傷する、あるいは転がって排水路を破壊する、そういうおそれがあるのではないかという指摘が今日の私の訴えるところです。

落差は127メートルあります、最大で。傾斜の盛土の角度は約30度、33度と書いてありますけど、30度ほどあります。かなりな急傾斜だというふうに思っております。施業案を、本当は施業案のコピーをここに載せたかったんですが、著作権の問題があると判断しまして、この1ページだけ抜き出してみました。施業案としまして、地震時の盛土安定計算というページがございます。その中に書いてあった文言そのものをここに抜き出しております。土木構造物の設計に際し、地震動の作用としてレベル1地震動及びレベル2ですね、地震動の2種類の地震動を想定してますと、それを想定して設計してると、こういうことです。レベル1地震動とは、発生する確率が高い地震動のこと、これに基づいて設計をした。もう一つはレベル2の地震動、これは発生する確率は低い、大きな強度を持つ地震動だと。ちょっとマークしてありますが、これもそのまま施業案の文言そのものです。レベル2地震動には、プレート境界型の大規模な地震動及び内陸直下型地震動が含まれますと。

この地震動、プレート境界面の大規模な地震動といえば東日本大震災の地震動であり、内陸直下型地震動というのは阪神大震災が想定されます。思い出すと思うんですが、それを想定した設計になってると、こういうことでございます。例えば、阪神・淡路大震災というのは、被害状況の写真でございます、高速道路が倒れ、ビルが倒壊した。これは神戸市内の写真でございます。大分時期、25年たちましたけれども、このような災害がございました。内陸直下型の地震ないしはプレート境界面の地震というのは、かなりな破壊力があるということでございます。

現在の平石山鉾山の上部の状態というものを見ますと、今にも落ちそうな石、かなり大きな岩石がございます。現在指し示しているこの乗っかっているだけの様な岩を

見ましても1辺が1メートルは超えています、2メートルほどあるんじゃないかと思うんですわ。1辺2メートルの石といいますと8立米、重量にして20トンあります、比重が2.5として。20トンの石が100メートル落下したときにその下にある盛土がどのような損傷を受けるか、力を受け止めきれずに下まで転げていったときに排水路がどのような損傷を受けるか、想像するとかなり大きなダメージを受けるだろうというふうに思っております。

この図を見ましても、この下部の松の木がありますが、これも1メートルか2メートルはあると思います。その上の落ちそうな岩、この岩も大きな地震とか来れば落ちる可能性があります。上部のほうに至っては、そんな地震が来いでも落ちるような岩があるわけです。

次の写真も、しつこいようですが、この部分ですね、あるいはここに割れ目がございいます。この部分を拡大したのがここです。これも今にも落ちるんじゃないかというような写真が見てとれるんじゃないかと。この写真は私が撮ったものです。問題点の確認ということで、最初のあれと一緒になんですけど、この分ですね、現在マークしてありますが、落石により盛土面や排水路が損傷し、盛土流出が予想されるが、対策がない。つまり施業案の中には対策はなかったと私は見ておりますが、この点について建設課の意見を、まずこれだけ聞いわ、建設課長にお尋ねしますが、施業案を見ていただいて落石による盛土面の損傷や排水路のダメージというものに対する対策があったかどうかお答えを願いたいと思います。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 施業案については確認をしておりますし、国のほうにも問合せをいたしております。残壁上部からの落石等に対する影響については考慮をしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 落石に対する考慮はないということです。大きな地震動を想定した設計になっておりながら落石に対する対策がないということで、この下のこの部分ですね、落石未対応ということは、私の意見でいえば施業案の不備だというふうに思うわけです。その施業案不備のまま認可したのは行政上の瑕疵ではないかと思う

んですが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） まず、国のほうに確認をいたしておりますけれども、そのことから先に説明をいたします。

盛土工については、鉱山保安法令への適合性を審査するとともに、鉱山保安法令に基準がない部分については盛土工指針を踏まえて審査を行い、保安上支障がないと判断をしており、また現時点では残壁からの大規模な崩落のおそれはないと考えられており、小規模な落石等については、仮に生じたとしても鉱山内にとどまり、鉱山外部まで被害を及ぼさないと推定しておられ、仮に鉱山労働者または鉱山外への被害が発生するような状態にあった場合には、鉱山保安法に基づきその状況を改善するよう鉱業権者に指導していくというふうに伺っております。

なお、町の見解はというようなところでございますが、残壁上部からの落石懸念ということにつきましては、町としても認識をいたしておりますけれども、国の法手続上の瑕疵につながるのかということにつきましては判断ができないということがございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） もう一回、この写真をよく見ていただきたいと思うんですが、レベル2の大きな地震動、直下型ですね、あるいはプレート境界何とかというやつです、プレート境界型の大規模な地震動、こういったものを想定しておきながら、この状態で落下がないという判断を国はしていると、こういうことなんですね。もう一回確認します。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 繰り返しになりますけれども、残壁の大規模な崩壊のおそれはないと考えられておるということでございます。

○4番（仙才 守君） まだ時間あるで。

○議長（美馬友子君） もう一つ行かなあかんけんな。

○4番（仙才 守君） そこは常識問題であろうと思うんですが、この点を今後、そしたらちょっと時間がないということなんで、今後の方針としまして地震による落石

対策が施業案にないということで、今経産省の見解としては石は落ちんと、こう言う  
とるとのことなんで、この点はもう一回はっきりと聞いていただきたいと思うんで  
す。というのは、町は意見を求められるわけですから、今年は終わってしまったんで  
すけれども、県の認可延長申請ですか、そのときに意見を求められたはずなんですけ  
れども、一般常識からかなり離れていると私は思っております。施業案については瑕  
疵があると思っております。

一番最初の話合いメモで、この部分ですね、経産省自身が申請に瑕疵があれば見直  
しをするけれども、こういう文言がありましたんで、これもテープに取って持って  
るわけですから、それを基に文字起こしをしたメモになっております。今日は、経産  
省の答弁に対して回答に対して疑義があると、瑕疵があるんじゃないかということ  
を指摘することにとどめますけれども、この点は一つの争点になるというふうに思っ  
ております。この点を取りあえず指摘をしておきます。

平石山問題については、以上で質問を終えたいと思います。

続きまして、鳥インフルエンザ対策についてです。時間あるん、行ける。

○議長（美馬友子君） 今、喫緊の課題なんで少し延長したいと思いますが……。

○4番（仙才 守君） ああ、すいません。

○議長（美馬友子君） ご協力よろしく申し上げます。まとめて。

○4番（仙才 守君） はい。鳥インフルエンザ対策について農業振興課長にお尋ね  
をいたします。

現状把握ということで町内の養鶏場の状態あるいはヒアリングをされてると思うん  
ですが、その結果について報告をお願いします。

また、県の対策、それと勝浦町の対応、それから最後に町民への広報や注意事項等  
について、まとめて報告をお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、町内の状況把握ということでございます。

本日まで、町内8養鶏農家がございますして、鶏の死亡、異常等の報告は、こちらの  
ほうには受けておりません。その中でも12月3日時点でございますけれども、農家の  
3軒は出荷済みでございますして、今現在鶏はいないという状況でございます。また、  
立入規制等で養鶏場への訪問ができないところは、少し遠巻きでの目視と、それから

電話確認を行っております。また、消石灰、石灰の配布の消毒、それから殺鼠剤によるネズミ対策、それから小動物や鳥の侵入など警戒、それから危機感を持って各農家は対応処理をされております。また一方、野鳥の死亡等については、同様に報告は現在のところ受けておりません。

それから、続いて県の対応でございますけれども、香川県、兵庫県の発生を受けまして、徳島に近いところであるんですけれども、消毒ポイントにおける養鶏関係車両の消毒、これは24時間体制で県内6か所で行っております。それから、鶏舎の周囲の石灰消毒、それから鶏舎専用の長靴、衣類等の使用ということで、各養鶏農家に指導徹底をしているところでございます。また、香川県の事例を受けまして、点在するため池に野鳥の集団が持ち込んだウイルス量が環境中で増大したこと、鶏舎内への侵入経路として小型野生動物の侵入や人、物による伝搬の可能性が指摘されていることから、ネズミ等小型野生小動物の鶏舎等への侵入防止対策として殺鼠剤、12月3日から緊急配布ということで、殺鼠剤の配布と必要な資材等の緊急配布、それから県内発生に備え防疫資器材の再点検を行っている状況が県の対応として執られております。

それから、町の対応としまして、香川県の発生を受けまして現状の取組としましては、県との情報共有を行いながら町内8戸の養鶏農家への電話、それから訪問、目視による確認と注意喚起、それから死亡などの異常がありましたらその報告依頼、また感染予防策として県から配布の石灰消毒、殺鼠剤による小動物の侵入対策の徹底をお願いをしているところでございます。

それから、最後になりますけれども、町民への広報、注意事項としまして、町内各養鶏農家には県から注意喚起がされておりますけれども、県と連携をいたしまして進めてまいります。また、町民向けには野鳥の死亡があった場合の対処方法の周知をホームページ上で情報発信をしているところであります。また、1月広報にも鳥インフルエンザの関連記事を掲載して周知、案内に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） ありがとうございます。

坂本地区に特に養鶏場が多いと、7か所、町内8か所のうち7か所がありまして、ただ新聞報道にあるように、よそは物すごく大規模な何十羽も飼っていると、さっき



言うてくれたんね、どのくらいの規模の養鶏場があるというのは。

言うてくれたんね。大体期待してた答弁は得られたと思いますので、時間の関係もありますので、この辺で終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 時間も過ぎているので関連質問は省略したいと思います。

以上で4番議員仙才守議員の質問は終了いたしました。

続いて、7番議員松田貴志議員の質問を許可いたします。

○7番（松田貴志君） 早速質問を始めたいと思います。提起させていただきます。

子育て環境日本一ということで、11月みかん会議においてちょっと質問を漏らしまして、また新年度予算にも関わることもあることから今回町民の声に対する質問として取り上げさせていただきます。

幼児教育の方針はということでございます。ちょうどここに写っている子供の中の7名が今回課題として上げている来年度みかん保育への年長さんとなる7人が入っている先日行われた授業参観の様態です。現在、保育園では5領域、10の姿ということで、子供の育ち、また教育に関してこの方針を持って達成するため、それぞれの保育園において努力されておりますが、今回子ども・子育て支援法、また改正される中で、幼児教育の重要性、またその中への教育という観点からどのように取り組んでいくかということにおいて、今まで勝浦町でこういった取組がされてきたのかなということを今回改めて確認させていただきたいと思います。ここは関連資料ですので、またご興味のある方はお読みください。

質問に入ります。坂本幼稚園が閉園して以降、幼児教育の役割は保育園に託されてきました。閉園以降、保育園での教育に関してどのような方針を持って取り組んでこられたのか、教育長、また福祉課長にお伺いいたします。

○議長（美馬友子君） どちらから。

市川教育長。

○教育長（市川公雄君） 就学<sup>ぜん</sup>前の教育と、私は就学<sup>まえ</sup>前教育と書きまして就学前（ぜん）という言い方で学校関係はやっておりますので、すいませんが、就学前（ぜん）教育ということで保育所や幼稚園の教育を総括して捉えさせていただきます。

その就学前教育につきましては、子供が小学生になる準備の過程として本当に重要な時期と捉えておるところでございます。坂本幼稚園が閉園して以来、本町の場合就

学前教育につきましては保育園で担っていただいております。幼稚園、これは文科省管轄の幼稚園の教育要領というものが基になります。保育所につきましては、厚生労働省管轄の保育所保育指針というのが基準になるかと思うのですが、大まかこの2つの要領等指針でやられておるといふような認識を持っております。

また、これまで本町では、保育所におきまして就学前教育の役割を担ってきていただいておりますけれども、こうしたことを考えた場合、保育と併せて就学前教育というものが関係者の努力もありまして現在まで取組がなされてきたといふような認識を持っております。

この保育園で過ごす期間につきましては、小学校のような時間割を組んで勉強をするということよりも、むしろみんなと一緒に過ごすことは楽しいことだ、いろんな活動をするのは面白い、そうしたことを体験しながら小学校から始まる9年間の学校生活への言わば心の準備期間であったり、人間形成の基礎となる部分であるといふような考えで就学前教育については認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 同じご質問の答弁をさせていただきます。

幼児教育の方針としましては、今教育長のほうが申したのと同じ方向性でございます。その上で坂本幼稚園が閉園して以降の幼児保育についてを少し答弁させていただきます。

坂本幼稚園が平成になりました平成11年頃でございます。その当時の幼稚園で行う保育というものは教育、そして保育園が行う保育は養護という意味合いで強く受け止められることが多くございました。そのような中で、坂本幼稚園が閉園になるというところで幼稚園で担ってきたその幼児教育というのを町内の2か所の保育園でどのように行うのかというところを特に、そして就学前の5歳児保育につきまして教育的機能をどのように充実させていくのかというところで幼稚園教育要領に沿った指導計画というものを保育士の中でも勉強させていただきました。

当時、また町内の保育所のほうでは4歳児、5歳児の人数によりまして混合クラスというのも行っておりましたが、そのあたりが坂本幼稚園閉園後で大きく変わったところは、5歳児クラスは人数に限らず単独クラスで行い、就学前の教育を充実させて

いくというところを一つの大きな目標として取り組んでまいりました。現在も和田島福祉会のほうにもその5歳児の幼児教育というのは十分に行っていただきまして、その成果として小学校に入学してから学校のほうから教育の部分がすばらしくできているというふうなお言葉をいただいていることもございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） それぞれ答弁をいただきました。説明に関しては、全て私自身共有する部分でございますが、実際問題この間、坂本幼稚園閉園以降、教育委員会として教育的観点でそういった福祉課サイドと協議、年長を対象にした、また小学校1年生にスムーズにバトンタッチできるような学校の教員、また年長を担う保育園の保育士さん等とのコミュニケーションの連携の場という、図る場という部分がなかなかなかったのではないかなって想像しています。そこらあたり、やはり保護者のニーズがこれだけ多様化され、また勝浦町は残念ながら幼稚園を選択するという部分がないんですよね、町外から来られた方からしても保育園に求める部分というのは、今まで以上に教育に求める部分というのは高いのかなって私自身感じております。

こういったことの観点から、今後教育委員会として、また福祉課として、この幼児教育、また小1の壁を少しでも取っ払えるような共に幼児教育を完成させる、完遂させるような組織体制を執ってほしいと思いますが、今後の方針について、また先ほど冒頭私のほうから説明しましたように、来年度はみかん保育園の5歳児は7名となる予定です。さらに言えば4年後に関しては現状把握している中では4名ないし5名の保育となるような予想になっておりますので、やはり現時点においてしっかりと議論することなのかなということも含めて、さらには教育長に関しては小学校に上がりましても少人数学級というのがそこに存在するということに関しまして併せて小学校の教育への部分も含めてのご答弁をもう一度お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（美馬友子君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） 今、私も課題とするのは保育園、就学前の段階から小学校に上がったときの問題点、いろんなところで指摘されておる部分でございますが、本町の場合、ちょっと小学校の低学年の担任の先生方にお聞きしたところ、やはり勝浦

町の場合よそと違って1保育園から1小学校に上がってくるのがほとんどであるというふうなことで、大きな他の市町村のほうで見られる何か所も保育所があり、小学校に幼稚園から上がって来てまず1年生の段階から人間関係づくりからスタートするような状況ではなくて、それなりにちゃんと慣れたメンバーで上がって来て、ある程度人間関係もできており、保護者間の関係もよくできているので、その点は非常に勝浦町は小学校としてはやりやすいというふうなご意見は聞いております。そんなところも含めまして私の今の課題といたしましては、就学前の段階から小学校へよりスムーズに小学校の学校生活に入れるような、そんな何と申しますか、連携と申しますか、今も小学校の行事に保育園のほうからちょっと参加させてもらったり、先生同士では次入ってくる子に対する情報交換をいただいたりしながら連携は努めておるところでございますが、今後ともそれをもう少し緊密にやっていると、担任の先生同士の交流というようなのも保育園と小学校、これからは必要ではなかろうかというふうなところは認識しておるところでございます。

それともう一点、入学後小学校6年間、中学校3年間の9年間を視野に入れましたときに、児童・生徒数の減少によって懸念される、具体的に申しますと複式学級化、これはもう目前に迫っている学年もございます。この点につきましては、絶対に避けたいと私は考えております。勝浦の教育のよさというのは、やはり複式の場合はちょっと苦しい部分があるが、これは何とかいろんな方策でもって避けながら、今現在までのこれまでの勝浦のよさというものを継続しながら今後ともいろんな郡内の交流等も含めまして学校の中では学年間の交流も含め、町外、学校外ではよその学校との交流あるいは地域の方との交流をさらに深めながら、そういうところを交流を大事にしながら勝浦町の未来を担う子供の育成というものに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） ご質問で、令和3年度のみかん保育園の5歳児クラスが少人数クラスになる予定というのをお聞きしております。先ほども少し申し上げましたように、就学前の5歳児クラスというのは単独で行うというところで幼児教育を充

実してきたという経緯がございます。しかし、単独クラスで幼児教育の充実を行うというものには、一定の集団として成り立つ人数というものが必要になってくるのではないかと考えます。5歳児になりますとルールを理解する力がついてきますし、集団遊びを好み、ルールのある遊びを好みます。また、そうした仲間意識が育ち、トラブルを経験しながらどうやってその解決策を自分たちで見つけるのかというあたり、そこら辺を探していくのが5歳児の育ちです。その5歳児の姿を保育の中で保証していくというあたりでは、一定の集団が成り立つ人数が必要になってくるのかなというふうには感じております。しかし、単独クラスで行うことで保育士との1対1の時間というのはやはり長い時間が持てますので、その辺あたりはメリットというのものもあるかと思えます。

今後の保育園での幼児教育、充実に向けては、法人の方針とか、また保護者の方の思いもあるかと思えます。今までのように単独クラスというのにはこだわらず、やはり年齢児クラスというのも視野に入れて、その中でどういった形で幼児教育を充実させていくかという創意工夫が必要になってくるのかなとも感じます。その辺あたり保育園と教育委員会、皆含めて連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 答弁ありがとうございます。

今の部分において、やはり担当者間での協議、民間に委託しているとはいえ、町が主体的にこの幼児教育、小学校に向かっての子供の育ちをしっかりと見守ってサポートしていく体制の構築という部分がやはり大事になってくると思えますので、この点に関しては来年度に向けて担当者間でしっかりと協議をしていってほしいし、今後とも幼児教育、現状保育園のほうに全てお任せしている部分にも、教育委員会サイドとしてもしっかりと意見をしていくといったらちょっと大それたことにはなりますが、いろいろと協議を持つ場を持っていってほしいなと思えますので、この点に関してよろしくお願ひしたいと思えます。

最後、町長に現状の質問の総括として答弁いただきたいんですけども、保護者のニーズが多様化する中で保育園ではなかなか実現できない教育という部分は町としても取り入れていく必要もあるのかなって私自身感じております。上勝町のいづれ保

育園の園長さんにも少し話をお聞きしましたが、混合保育の中でも4歳児がお昼寝をしている間にでも単独の5歳児の教育に関するカリキュラムを取り入れて、その部分にしっかりと5歳児としての教育を施している、そういった話もお聞きしました。なので、どういったサポートができるか分かりませんが、仮に音楽の部分、英語の部分もしくはスポーツの部分、そういった単発単発で町としてこういった子供に育ててほしいなという部分を何かしらサポートできないか、この点について町長の思いをお聞きしたいのと、最後にちょっと質問させていただきます。

今回、コロナ禍において、保育園の運動会が現状この写真に写っているように園内に入れない、園外から見学するという状況になってしまいました。やはり保護者の方からすれば身近で、また写真撮影等もしたかったらろうし、また子供の育ちをしっかりと見守りたかったと思いますが、こういった状況になっております。年明け予定されておる発表会についてですが、コスモス保育園は聞くところによると、入替え制で実施するような話も聞いていますが、やはり入替え制になるとしたら全てのプログラムを見ることができない。よその子供の育ちでも一緒になって見守るということが大事なのかなと思いますので、これはちょっと提案になるんですけども、実際環境改善センターの模様です、あんまり他意はありません。多くの住民の方が集って余りある座席数が確保されております。こういった場所を利用して発表会ができないか、そして法人側がこの改善センターを負担なく利用できるように、町としてのサポートができないか、そのことによって広い中で密にもならず発表会を保護者の皆さん、さらには今回おじいちゃん、おばあちゃんがなかなか見れないような状況の中ですけれども、そういった方々も呼んで開催することができるのかなって私自身考えておりますので、この点について町としてのサポートができないかという部分について併せてお答えいただいて、町民の声を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回、4歳、5歳の児童が、5歳児が今度7人になるということで併合になるということですが、教育長も申し上げましたが、私としましても学校に上がっての複式学級化というのはぜひとも避けたいというふうには考えております。それは小学校において、それぞれ1年生は1年生、2年生は2年生のカリキュラ

ム等があつてこなしていく、それを同じ教室でということは非常に難しいのではないかとこのように考えたところがあります。

ただ、保育所におきましては、福祉課長も申し上げましたが、ある一定の人数の中で就学前教育、学校に上がる前の社会の中で、また学校という組織の中でやっていくことというのは、やはりある一定の人数の中で学んでいくということは大切なのかなというふうに考えております。

保育所、今民間委託ということで民間の、やりたいというようなところで進めていってもらふことでいいかとは思いますが、議員おっしゃるように、もし今回4歳、5歳が一緒のところ学ぶときに、5歳なりに何らかの、4歳とは別のカリキュラム等があるのであれば、そこに対する支援というのは町が協議をしながらできる部分であれば考えていくというのは必要でなかろうかというふうに思います。

また、今回のコロナ禍で、いろんな保育園では運動会等、保護者が入れないという状況とお聞きいたしております。勝浦町内だけでなしに徳島、そういったところでもあると聞いております。広いところでということで議員がおっしゃる環境改善センターの写真もありましたが、このあたり保護者が見たいという気持ちは分かるんですが、そこで行う行事等に危険が及ばないのかというようなことも十分考えた上でどうしてもそういったところでやるというのであれば、そのあたりの支援はできるかなというふうには思います。ただ、それが子供にとっていいことなのか、また保護者にとってのことなのかということは十分皆さん考慮をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） それでは、この件に関しまして関連質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ時間も来ておりますので、以上で7番議員松田貴志議員の質問は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時27分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員